明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○無線設備規則の一部を改正する省令（**総務**一一二）　一
○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令（**同**一一三）　二
○領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（**外務**一四）　三
○国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（**同**一五）　四
○旅券法施行規則の一部を改正する省令（**同**一六）　五

〔告　示〕

○広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件（**総務**五二七）　五
○肥料を登録した件（**農林水産**一六二九）　六
○肥料の登録の有効期間を更新した件（**同**一六三〇）　六
○生産業者又は輸入業者の名称又は住所の変更に係る届出があった件（**同**一六三一）　六
○肥料の登録を失効した件（**同**一六三二）　六
○特定特殊自動車の型式の届出があった件（**経済産業・国土交通・環境**二三七～二七三）　七

〔公　告〕

諸事項　一四

官庁
押収物還付関係　一四
裁判所
破産、免責、再生関係　一五
特殊法人等
平成二十事業年度財務諸表（独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人日本原子力研究開発機構、日本私立学校振興・共済事業団）、住宅型式性能認定、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　一五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、旅行業者営業保証金の権利実行のための配当表関係　一五
会社その他
会社決算公告　一五

省　令

○総務省令第百十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三章の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十一月二十四日

総務大臣　原口　一博

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項の表十五の項中「九一一・四六マイクロ秒の自然数倍又は九一一・四六マイクロ秒の自然数倍に一、〇七〇マイクロ秒を加えた値」を「九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七マイクロ秒の自然数倍の値」に改める。

第十四条の二第一項中「行われる無線通信（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）」を「無線通信（陸上移動中継局又は陸上移動局の中継によるものを含む。）を行うもの」に改める。

第四十九条の二十八第一項第一号イ(1)を次のように改める。

(1)　送信バースト長が五ミリ秒のもの（総務大臣が別に告示する条件に適合するものに限る。以下同じ。）

基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては時分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。

第四十九条の二十八第一項第一号イ(2)中「九一一・四六マイクロ秒の自然数倍又は九一一・四六マイクロ秒の自然数倍に一、〇七〇マイクロ秒を加えた値」を「九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七マイクロ秒の自然数倍の値」に改め、同号ハ中「又は陸上移動中継局の通話チャネルから他の基地局」を「、陸上移動中継局又は陸上移動局（中継を行うものに限る。）の通話チャネルから他の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局（中継を行うものに限る。）」に改め、同項第二号イ(1)を次のように改める。

(1)　送信バースト長が五ミリ秒のもの

基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては四相位相変調又は一六値直交振幅変調であること。

第四十九条の二十八第一項第二号イ(2)中「九一一・四六マイクロ秒の自然数倍又は九一一・四六マイクロ秒の自然数倍に一、〇七〇マイクロ秒を加えた値」を「九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七マイクロ秒の自然数倍の値」に改め、同条第三項中「陸上移動局」の下に「（中継を行うものを除く。）」を加え、同項第二号ロ中「九一一・四六マイクロ秒の自然数倍又は九一一・四六マイクロ秒の自然数倍に一、〇七〇マイクロ秒を加えた値」を「九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七マイクロ秒の自然数倍の値」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項の陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備であつて送信バースト長が五ミリ秒のものは、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一　送信装置の空中線電力は、〇・二ワット以下であること。

二　送信空中線の絶対利得は、二デシベル以下であること。

三　再生中継方式（受信した電波を復調し、変調し、及び増幅して送信する中継方式をいう。以下同じ。）による中継を行うものにあつては、搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は送信帯域の周波数帯で空中線端子において（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

四　他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。